## 杉三丁目地区地区計画について

(地区計画の内容)

## 1. 地区計画の方針

	1. 地区計画の方式							
	名	杉三丁目地区地区計画						
	位置	枚方市杉三丁目地内						
面積		約 3.2 ha						
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の 目標	本地区は広域幹線道路である第二京阪道路に面しており、都市計画マスタープランにおいて沿道産業集積ゾーンに位置付けられた、産業系土地利用に適した地区である。 一方、第二京阪道路の開通に伴う交通流の変化により、国道307号をはじめ、地区周辺の交差点において交通渋滞が慢性的に発生していることから、交通利便性を生かした地域産業の活性化を目標として、周辺住宅地と自然環境の維持保全を図るとともに、地区周辺の交通渋滞の緩和に資する地区施設の整備を行う。						
	土 地 利 用の 方 針	広域的な交通利便性の活用と地域の生活利便性の向上を図るため、流通等の産業系を主に、商業・サービス施設等の土地利用を図る。 (A地区) 地域の生活利便性を向上する商業・サービス機能等の土地利用を図る。 (B地区) 第二京阪道路による広域的な交通利便性を生かした産業系の土地利用を図る。						
	地区施設の整備の方針	(道路) 第二京阪道路から本地区への流入を円滑に処理し、国道 307 号等の 渋滞緩和のための区画道路を整備する。 本地区の南側周辺住宅地の住環境保全を図るため、現道の市道杉渚線 を含めた整備を行う。 (緑地) 周辺の居住環境の維持保全及び景観との調和を図るとともに、災害時 の避難活動機能として緑地を整備する。 (雨水貯留浸透施設) 本地区周辺および下流域の浸水被害を軽減するため、調整池を整備す る。						
	建築物等の 整備の方針	周辺の居住環境に配慮し、第二京阪道路の沿道にふさわしい産業系施設 の立地に適した市街地の環境を形成するため、用途、敷地面積の最低限度、 壁面の位置、緑化率の最低限度及び垣又はさくの構造の制限を定める。						

## 2. 地区整備計画

۷. ا	四位金	備計迪				
	地区施設の配	道 路		区画道路 1 号 (幅員:9.0~ 9.5m 延長約 205m) 区画道路 2 号 (幅員:8.5~10.0m 延長約 115m) 区画道路 3 号 現道市道杉渚線を含む整備 (幅員:2.2~12.7m 延長約 160m)		
	置及び	ž	緑地	緑地(約 2,060 ㎡)		
	規模	雨水貯留浸透施設		調整池 (約 1,070 m³)		
		地区	地区の名称	A地区	B地区	
		の区分	地区の面積	約 0. 7ha	約 2. 5ha	
地区	建	建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という)別表第 2(る)項に掲げるもの。 (2)法別表第 2(を)項第 2 号から第 7 号までに掲げるもの。 (3)法別表第 2(わ)項第 2 号、第 3 号、第 4 号及び第 8 号に掲げるもの。		
整	築	建築物の敷地面積 の最低限度		150 m²	8, 000 m²	
備	物等に	壁面の位置の制限 建築物等の高さの 最高限度 建築物の緑化率の 最低限度		建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さが2mを超える門若しくは塀の面から道路境界線までの距離は1m以上でなければならない。ただし、建築物又は建築物の部分がこの距離に	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は高さが2mを超える門若しくは塀の面から敷地境界線までの距離は2m以上でなければならない。	
計 画	関する事項			満たない場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。 (1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2)物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。		
				15 m	_	
				10 分の 0.5	10 分の 2	
			てはさくの 近の制限	道路に面して、垣又はさくを設置する場合は、生垣もしくは透視可能なものとし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。		

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分、地区施設の配置は計画図表示のとおり」